

り災者の方へ（詳細は下記のお問い合わせ先までご連絡ください）

①災害見舞金の支給（社会支援課）

故意又は著しい不行跡がなく、居住している家屋の火災被害を受けた方に、再興に資するため「太田市災害見舞金支給に関する規則」により、災害見舞金を支給しています。

見舞金の額の例	全焼（2人以上の世帯）	50,000円
	（単身世帯）	30,000円
	半焼（2人以上の世帯）	30,000円
	（単身世帯）	20,000円
	死亡	50,000円

②市営住宅への入居について（群馬県住宅供給公社太田支所）

火災等で家を失った場合、市営住宅の空き部屋に入居できる制度があります。（家賃、入居期間等は状況により異なります）

③固定資産税の減免（資産税課）

火災の程度により税の減免が受けられます。納期限の一週間前までの申請が必要です。

④～⑧の項目は「り災証明書」（消防署発行）が必要です。

④確認申請手数料等の免除（建築指導課）

災害で住宅（非住宅部分があるときは、非住宅部分の床面積の合計が住宅部分の床面積を超えないものに限る）が滅失した場合において、災害が発生した日から6月以内に、これを建築する場合の建築確認申請及び完了検査申請手数料の免除。（太田市に申請するものに限る）

⑤国民健康保険税の減免（国民健康保険課）

火災による損害の程度により、国民健康保険税の減免が受けられる場合があります。納期限の一週間前までの申請が必要です。

⑥後期高齢者医療保険料の減免（医療年金課 群馬県後期高齢者医療広域連合）

火災による損害の程度により、保険料の減免が受けられる場合があります。納期限の一週間前までの申請が必要です。

⑦火災現場の片付けについて（清掃施設管理課・太田市外三町広域清掃組合）

火災により発生した一般廃棄物の処理手数料を減免いたします。

※ 受入出来ない廃棄物もありますので事前にご相談下さい。必要があれば火災現場にて、職員が立会い、ご説明いたします。

⑧児童生徒に対する就学援助について（学校教育課）

小・中学校に在籍する児童生徒に対し、教科書や体操着等が焼失、紛失した場合支給されます。

⑨り災証明書の発行（各消防署）

上記お問い合わせ先

①社会支援課管理係	0276-47-1827	②群馬県住宅供給公社太田支所	0276-30-2011
③資産税課家屋係	0276-47-1819	④建築指導課審査係	0276-47-1837
⑤国民健康保険課国保一係	0276-47-1966		
⑥医療年金課	0276-47-1926		
⑦清掃施設管理課	0276-31-8398	⑦太田市外三町広域清掃組合	0276-33-7980
⑧学校教育課	0276-20-7084		
⑨中央消防署	0276-32-6119	東部消防署	0276-40-2119
		西部消防署	0276-56-8119

※その他ご不明な点がございましたら太田市消防本部(0276-33-0119)までご連絡ください。